



# 相 談

## ものわすれ相談のご利用を

ものわすれなどの気掛かりな症状や認知症の予防、認知症の人への対応方法などの相談をほんわかセンターの看護職がお伺いします。

また、タッチパネル式のパソコンを使った「ものわすれ健診」も実施します。

**とき** 10月11日(水)、午後1時30分～3時  
**ところ** 総合福祉会館（当日、直接会場へ）

**参加費** 無料

**問い合わせ** 高齢介護課（内線189）

## 不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」と「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

**とき** 11月2日(木)、午後1時～4時

**ところ** 市役所1階市民相談室

**内容** 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談

**定員** 6人

**申し込み** 10月6日(金)～11月1日(水)  
(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後4時)に、「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部」(☎072(263)7222)へ(申し込み先着順)

## 自分の性について、悩んでいませんか？

「同性が気になる」「心と体の性が合わない…」(一社)市人権教育・啓発推進センターでは、そんなあなたの力になるため、多様な性に関する電話相談を次のとおり実施しています。

当事者や家族、友人などからの相談もお聴きします。

秘密は守られますので、安心してお電話ください。

### ●にじいろホットライン

**とき** 毎月第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時

**相談電話** (☎20)0285

**問い合わせ** 同センター (☎20)0285

今月の相談				
気軽に相談ください。相談は全て無料です。				
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く
行 政 相 談	19(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	17(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	27(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、17(火)、24(火)、11/3(水)	午前10時～午後2時		(☎23)0567)、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	12(木) 20(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※12(木)は午後3時30分まで
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可(☎24)3700)、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 (☎26)1233)、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可(☎25)0666)、祝日を除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 (☎28)5520)、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 (☎26)7887)、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	5(木)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 (☎25)1101)、祝日を除く
商工法律相談	10(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 (☎25)1101)
経 営 相 談	11(水)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約 (☎25)1101)
日本政策金融公庫相談	11(水)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 (☎25)1101)
税理士による税務相談	13(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 (☎25)1101)
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン(☎局番なし)188)
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会(☎24)3700)
お出かけ就労支援相談	24(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	18(水)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション(☎26)9441)
労働相談	12(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	16(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)
引きこもり相談	26(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約(☎26)8056)、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談



## 講座・催し

### おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をしたり、不安や悩みを出し合い交流したりしませんか。

**とき** 10月25日(木)、午後1時30分～4時

**ところ** すばるホール3階会議室

**対象者** 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

**定員** 20人(当日、直接会場へ)

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

**参加費** 100円(お茶・お菓子代)

**問い合わせ** 井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071



### 中小企業こそ活かせる A I / I 〇 T 活用セミナー

これからのビジネスを大きく飛躍させる可能性がある A I / I 〇 T の利活用について、生産性の向上やコスト削減など、事例を交えて分かりやすく紹介します。

**とき** 11月13日(月)、午後1時30分～3時30分

**ところ** 富田林商工会館2階会議室

**対象者** 市内の事業者

**定員** 40社

**参加費** 無料

**申し込み** 10月6日(金)～、富田林商工会 ☎(25)11011 へ(申し込み先着順)

### ワンポイント！介護講習会

**とき** 10月27日(金)、午後2時～3時30分(午後1時30分～受け付け)

**ところ** 市消防本部

**内容** おむつ交換の介助方法、ポータブルトイレの種類や取り扱いについて

**定員** 30人

**参加費** 無料

**申し込み** 10月25日(木)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

### 市内企業とのマッチング交流会&企業見学会参加者募集

高い技術力を誇る、市内のものづくり企業。普段は見ることのできない職場を見学したり、先輩社員と直接話をしたりすることができます。企業と直接交流できる貴重な機会にぜひご参加ください。

**とき** ①10月27日(金)、②11月2日(木)、いずれも午前9時～午後1時(予定)

**訪問先** ①青谷工業(株)(金属加工業、部品製造業)、カンメタエンジニアリング(株)(金属加工業、表面処理業)、小山鋼材(株)(金属加工業)、②(株)コーユービジネス(印刷業)、(株)徳永製作所(金属加工業、部品製造業)、三洋電線(株)(金属以外の加工業)

**対象者** 就職活動中で、おおむね30歳代までの人

**定員** 各20人 **参加費** 無料

**申し込み** 10月6日(金)～、(株)WAVE [☎06(6341)8500] へ(申し込み先着順) ※ホームページ [http://waveltd.co.jp/tondabayashi] から申し込みできます。

**問い合わせ** 商工観光課(内線481)



## 募集

### 市非常勤職員(徴収嘱託員)を募集

**受験資格** 国民健康保険料、その他の料金などの徴収事務に従事した経験がある人

**採用人数** 3人

**試験日・内容** 10月22日(日)(予備日25日(木))、面接試験 ※面接時間・場所、勤務日、業務内容などは、市非常勤職員試験実施要領をご覧ください。

**申し込み** 10月2日(月)～18日(木)(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)に、所定の申込書に必要事項を記入し、写真を貼って保険年金課(内線156)へ(郵送不可)

※申込書、実施要領は10月2日(月)～、人事課(内線322)および保険年金課で配布(市ウェブサイトの各課のページ「人事課」からダウンロードも可)。



## 教育

### 府育英会奨学金の貸し付け

来年度に高校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に入学を希望する生徒の保護者を対象に「授業料に対する貸付(奨学資金)」と「入学資金に対する貸付(入学時増額奨学資金)」の予約申請が、各市立中学校で実施されます。

申請の締め切りは10月6日(金)までです。 ※私立中学校などの締め切りは各学校にお問い合わせください。

**問い合わせ** 各市立中学校、教育指導室(内線364)

# 広告枠

※広告の問い合わせは、S T 総合広告 ☎072(368)1227・FAX072(368)1228 へ。

## 障がい者医療証(65歳未満)が「緑色」に変わります

現在、「障がい者医療証」(オレンジ色)をお持ちの人は、10月31日(火)で有効期限が切れます。引き続き該当する人には、新しい医療証(緑色)を10月末までに郵送します。届かない場合や初めて申請される人は、お問い合わせください。また、同医療証をお持ちの人で健康保険証や住所などに変更のある人は速やかに届け出てください。

**対象者** 本市に住所を有し、健康保険に加入している65歳未満の人で、次のいずれかに該当する人

- ・身体障がい者手帳(1・2級)を持っている人
- ・療育手帳(A)を持っている人
- ・身体障がい者手帳(3～6級)と療育手帳(B1)の両方を持っている人

**問い合わせ** 福祉医療課(内線163、164)



## 税

### 土地の利用変更や家屋の新築・増築、取り壊しをした場合は届け出を

宅地や農地、山林を駐車場や資材置き場などに利用される場合や、元に戻された場合は、課税方法、税額が変わりますので届け出てください。また、家屋の新築や増築、取り壊しをされた場合も必ず届け出をしてください。なお、倉庫や物置なども課税の対象となる場合があります。いずれも法務局で、土地については地目変更登記、家屋については表題・滅失登記を済ませた場合は必要ありません。

**問い合わせ** 課税課(内線113～116)

### 今月は市・府民税の第3期分の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局へ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課、金融連絡所に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課(内線121～124)

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税
第1期: 5月	第1期: 6月	全期: 5月
第2期: 7月	第2期: 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。
第3期: 9月	第3期: 10月	
第4期: 12月	第4期: 1月	

## 消費税軽減税率制度説明会を開催します

31年10月1日(火)より、飲食料品などを対象に、消費税の「軽減税率制度」が実施されるにあたり、同制度の概要についての説明会を開催します。

**とき・ところ** ①10月5日(木)、午前10時～正午、午後2時～4時=市役所4階401会議室、②11月28日(火)、午後3時～5時=すばるホール2階ホール

**定員** ①各100人、②800人 ※いずれも当日、直接会場へ。

**問い合わせ** 富田林税務署〔☎(24)3281〕



## 上下水道

### 浄化槽の定期検査を受けましょう

浄化槽管理者は、保守点検や清掃の実施と併せて、浄化槽法に基づく定期検査を毎年1回受けることが義務付けられています。

同検査は浄化槽が適正に管理され、浄化槽の放流水が適切な水質であるかを確認する検査で、府が指定した検査機関である(一社)大阪府環境水質指導協会〔☎072(257)3531〕に検査を申し込む必要があります。詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 富田林保健所衛生課〔☎(23)2682〕

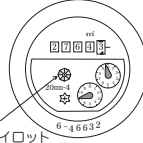
### 水道の漏水にご注意ください

水道水の使用量が増える原因には、使用状況の変化や漏水、季節的な要因などの理由が考えられます。特に漏水は、初めのうちはわずかでも、その量は日ごとに多くなっていきます。

これが続くと、貴重な水が無駄になり料金も高額になります。

水道メーターを確認し、水道を使用していないのにパイロットが回転しているときは、漏水の疑いがありますので市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へご相談ください。

デジタルメーター



パイロット

## 水道メーターの取り替えにご理解とご協力を

水道メーターは、計量法により使用有効期間が8年と定められているため、本市では有効期限が迫った水道メーター(私設の参考メーターは除く)を順次取り替えています。

メーター交換を予定しているお宅には、事前に「お知らせチラシ」を配布しますのでご協力をお願いします。

### ●取り替えに際してのお願い

○メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

○メーター交換のときは15～30分程度、水を止めさせていただきますのでご了承ください。

○交換後、水が白く濁る場合がありますが、空気が混入しているだけで問題はありません。少し水を出していただければ解消します。

メーター交換は無料となっていますので代金をいただくことはありません。

なお、委託業者は上下水道部発行の証明書を携帯していますのでご確認ください。また、塀や擁壁の工事などでメーターの位置を変更する場合は、指定工事業者を通じて、検針しやすい場所に移設してください。

工事については、市指定給水装置工事業者または市管工事業協同組合〔☎0120(032)497〕へお問い合わせください(月～金曜日の午後5時30分以降と土・日曜日、祝日、年末年始は市役所宿直室〔☎(25)1000〕へ)。

**問い合わせ** 水道工務課(内線257)



## 講座・催し

### 福祉施設のお仕事・事業所見学会

**とき** 10月18日(火)、午後1時50分～

**ところ** ㈱ツクイ(ツクイ富田林中野、中野町一丁目127の1)

**定員** 6人(申し込み先着順)

※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** ハローワーク河内長野〔☎(53)3081〕



## 国民年金

### ご存じですか？ 国民年金保険料の「後納制度」

後納制度とは、27年10月から30年9月までの3年間に限り、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる制度です。後納制度を利用することで、将来の年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった人が年金受給資格を得られたりする場合があります。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給されている人などは、後納制度をご利用いただけませんのでご注意ください。

なお、後納制度を利用して保険料を納めるには事前申し込みが必要です。

申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570(003)004、天王寺年金事務所  
☎06(6772)7531

### 国民年金保険料をまとめて 前納すると割り引きされます

今年度の下半期分（10月～30年3月分）の保険料を10月31日(木)までに前納すると、保険料が割り引きされます。

また、保険料の一部が免除承認されている人も、納付すべき一部の保険料を前納することにより割り引きされます。割り引き額は、下表のとおりです。

	毎月納付の 納付額(6カ月分)	下半期の 前納額(6カ月分)	割り引き額
定額保険料	9万8940円	9万8140円	800円
4分の3納付 (4分の1免除)	7万4220円	7万3620円	600円
半額納付 (半額免除)	4万9500円	4万9100円	400円
4分の1納付 (4分の3免除)	2万4720円	2万4520円	200円

#### 下半期分の保険料の前納方法

「領収（納付受託）済通知書」の領収日付欄に「下期」と表示のある納付書で、最寄りの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。※前納用の納付書がないときは、年金事務所に連絡ください。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



## 介護保険

### 65歳になる人に 介護保険被保険者証を送付

介護保険制度では、65歳（誕生日の前日）になると第1号被保険者となります。本市では、同被保険者になる月の初旬に同被保険者証を送付しています。要介護認定の申請の際に必要となりますので大切に保管してください。



また、同被保険者になると介護保険料の計算方法や納め方が変わります。

詳しくは、同被保険者証に同封のパンフレット、または翌月に送付する保険料の納付通知書をご覧ください。

介護保険料は原則、特別徴収（年金からの天引き）で納めていただくこととなりますが、同被保険者になられてすぐには特別徴収になりません。しばらくの間、普通徴収（市から送付する納付通知書で納付）で納めてください。

また、特別徴収になる時期は、事前に通知します。

なお、65歳になる前の保険料や納付については、ご加入の医療保険（健康保険組合など）に直接お問い合わせください。

#### ●10月から特別徴収に変わる人

現在、普通徴収で保険料を納めている人のうち今年4月1日時点で、65歳になっている人で、特別徴収の対象となる公的年金（老齢年金や退職年金など）を年間18万円以上受給している人、今年本市へ転入した人で年金保険者（年金事務所、共済組合など）に住所変更の手続きを完了されている人、または昨年度中に保険料額更正などで特別徴収から普通徴収に変更となった人は原則、介護保険料の支払い方法が10月から特別徴収に変わります。

ただし、すでに納付書をお持ちの場合は、上記にかかわらず来年3月まで普通徴収で納めてください。

**問い合わせ** 高齢介護課（内線175、176）



## 福祉

### 療養病床に入院された場合の 居住費が変わります

65歳以上の方が療養病床に入院された場合、食事代と居住費の一部を負担していただいておりますが、これまで入院医療の必要性が高い人については、食事代のみを負担していただいていた。

29年10月より、下表のとおり医療区分ごとの居住費が改定され、入院医療の必要性が高い人にも居住費の負担がかかるようになります。

	居住費（1日あたり）	
	9月まで	10月から
入院医療の必要性が低い人（Ⅰ）	320円	→370円
入院医療の必要性が高い人（Ⅱ・Ⅲ）	0円	→200円

**問い合わせ** 保険年金課（内線150、151）、福祉医療課（内線158、159）

### 献血にご協力を

**とき** 10月27日(金)、午前10時～正午、午後1時～4時

**ところ** 金剛中学校

※対象者などについては、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会 ☎(25)8261

### 赤い羽根共同募金運動

同募金は地域の皆さんからの寄付金をその地域の福祉のために使う「自分のまちを良くするしくみ」です。

公的な制度だけでは届かないところにも福祉を届けるため、ご協力をお願いします。

**とき** 10月1日(日)～12月31日(日)

**目標額** 424万5000円

#### ●歳末たすけあい運動助成団体を募集

年末年始に開催される、地域住民を対象とした交流事業へ助成します。申し込み方法など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 富田林地区募金会 ☎(25)8261